

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う 「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の改正について

1. 改正の背景

昨年5月24日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）に伴い、自動運行装置を備えた自動車であることを使用者等に周知する観点から、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）について、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨を記載することを定める改正を行うほか、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の自動車検査証の備考欄に、自動運行装置を備えている旨を記載することとする。

3. スケジュール

施行：令和2年4月1日